

宮崎県木材利用技術センター大会議室運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県木材利用技術センター管理規則（平成13年宮崎県規則第23号。以下「規則」という。）に基づき、宮崎県木材利用技術センター（以下「センター」という。）における大会議室の管理及び運営を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出し)

第2条 センターの所長（以下「所長」という。）は、企業及び団体等が県内木材産業の活性化に資することを目的に会議、研修会、講演会及び展示会等を開催するときは、大会議室を貸し出すことができる。

(利用の許可)

第3条 所長は、規則第4条1項の規則による申請書が提出されたときは、その可否を決定し、利用を許可したときは、速やかに大会議室利用申込受付簿（別記様式）に記載するとともに、規則第4条第2項の規定による大会議室利用許可書を交付しなければならない。

(利用者の譲渡等の禁止)

第4条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、大会議室を利用する権利を第三者に譲渡し、又は大会議室若しくはこれに付属する設備等を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、大会議室の利用に際しては、大会議室及び付属設備等を毀損又は滅失しないよう十分注意しなければならない。

2 利用者は、前項に規定するもののほか、この要綱を遵守しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第6条 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第2条に該当しない事由が発生したとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定に違反したとき。
- (5) 所長が特に必要と認めるとき。

2 所長は、前項の規定により利用の許可を取り消し又は利用を中止させたことによって生じた利用者の損害については、その賠償の責めを負わない。

大会議室利用許可申請書

大会議室使用料金
「宮崎県収入証紙」
はり付け欄

年 月 日

宮崎県木材利用技術センター所長 殿

(電話番号)

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
〔 並びに名称及び代表者の氏名 〕

宮崎県木材利用技術センターの大会議室を利用したいので、宮崎県木材利用技術センター管理規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利 用 の 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
利 用 の 目 的		
使 用 設 備 名		
利 用 人 員	人	
責 任 者	職・氏名	
注意事項 1 大会議室の利用は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）で定める使用料が必要です。 2 大会議室の使用料は、条例で定める金額の宮崎県収入証紙を、この用紙の右上のはり付け欄にはり付けてください。 3 ※印の欄は、記入しないでください。		
※受付年月日 年 月 日	※許可年月日 年 月 日	※許可番号